

令和5年9月6日

令和5年9月6日

標 茶 町 議 会
議案第66号・議案第67号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第66号・議案第67号審査特別委員会記録目次

第 1 号（9月6日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第66号 令和5年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第67号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	5
閉会の宣告	17

議案第66号・議案第67号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和5年9月6日（水曜日） 午後 1時41分 開会

付議事件

議案第66号 令和5年度標茶町一般会計補正予算

議案第67号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長 松下哲也君	副委員長 齊藤昇一君
委員 深見迪君	委員 櫻井一隆君
〃 本多耕平君	〃 鈴木裕美君
〃 鴻池智子君	〃 黒沼俊幸君
〃 長尾式宮君	〃 渡邊定之君
〃 類瀬光信君	

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 菊地誠道君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	長野大介君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	山崎浩樹君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原稔君

観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	平 間 佳 奈 江 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから議案第66号・議案第67号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時41分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長には松下委員を推薦しますので、よろしくお計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から、委員長に松下委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には松下委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

（委員長 松下哲也君委員長席に着く）

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（松下哲也君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（松下哲也君） ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 副委員長には齊藤委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（松下哲也君） ただいま類瀬委員から、副委員長に齊藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には齊藤委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第66号ないし議案第67号

○委員長（松下哲也君） 本委員会に付託を受けました議案第66号、議案第67号を議題といたします。

議案第66号、議案第67号は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第66号、議案第67号の歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第66号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第66号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 12ページ、16節の土地購入費について、内容の説明をお願いします。

○管理課長（山崎浩樹君） 塘路の土地について、分譲地とするため購入予定とするものです。

○委員長（松下哲也君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 目的も、もう少しお話し願います。

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

以前から、塘路のほうに分譲地というようなお話が一般質問とかでもあって、お答えした経過がございまして、移住希望者の方に販売するというようなことで、今回、4筆分を計上しております。

以上でございます。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 同じく12ページ、地域振興費の業務委託料の説明をお願いします。

○企画財政課長（長野大介君） お答えします。

内容は地域おこし受け入れサポートプランとなっております、このサポートプラン

というような事業は、令和５年度に新たに国でスタートした事業でございまして、地域おこし協力隊のＯＢだとかＯＧがサポートすることによって、今、地域おこしで来ている方をサポートすることによって、地域に定着する定着率を増やすというような取組でございます。

○委員長（松下哲也君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 14節の工事請負費の内容の説明についてもお願いします。

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えさせていただきたいと思います。

内容については移住促進住宅事業でございまして、場所のほうは、旧公住をリフォームするということで、２戸長屋、今の公住の間にある平家建ての１棟２戸の住宅になります。

（「どこ」の声あり）

○企画財政課長（長野大介君） どこ。場所……

（「ごめんね、急に言って」の声あり）

（何事か言う声あり）

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 塘路地区の公住でございます。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） では、13ページの同じく移住のところですけども、18節の負担金補助及び交付金の移住応援給付金についての内容をお願いします。

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

こちらのほう、塘路地区に、今、予算とかでも計上している部分ですが、移住定着を増やすための取組として、移住した方に助成金を交付するというような仕組みでございまして、今回、計上している４筆の土地の購入だとか、あるいは不動産ネットワークに登録している塘路市街地エリアの土地を購入して、これから家を建てたりとか、改修をする方を対象に考えております。

当初、町長のほうから無償化というようにお話があったのですがけれども、なかなか無償化にするには条例制定とかで時間がかかるというようなことがございまして、今回、購入の予算計上しているところというのが、大体金額で320万円で４筆分ということになりますので、それ以内の金額で設定しておりますので、金額的に言いますと、まずはベース金額として80万円というのが土地購入費相当分ということで支援させていただきながらということで、まずそこで実質土地は無償化というようなイメージでいただければと思います。それと、さらにご夫婦の世帯の場合ですと30万円をプラスとい

うことで、さらに夫婦ともに45歳未満の若い世代、若い夫婦についてはさらに30万円をプラスすると。さらに、18歳未満の同居の子供がいる場合は、1人当たり15万円で、2人以上は30万円ということで、合わせて最大で170万円を支援したいというようなことでございます。既存のマイホーム応援事業というのがございまして、それが新築30万円というようなことになるので、その助成を加えまして最大200万円の助成をするというような仕組みで考えてございます。

以上です。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） ただいまの移住応援給付金についてですけれども、国、道として支給されていた地方移住支援金とは別で、町単独のものということになりますか。

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今、議員おっしゃっていた、多分U I J ターンの道の補助金だとか交付金だったかと思うのですけれども、それとは別で、町単独で考えてございます。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） ふれあい交流センターの14節の工事請負関係ですが、補修工事請負、これはふれあいに大きな改修があるというふうに予定されていますけれども、この部分の改修に当たるのですか。

○委員長（松下哲也君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

この補修工事請負費ですけれども、現在、温泉の熱を利用してロードヒーティングを活用させていただいております。そのロードヒーティングに使用する温泉水は、現状、2階ふれあい浴室のオーバーフローしたお湯を使用してございます。ふれあい浴室廃止に伴いまして配管を切り替える必要がございますので、その配管切替え工事の経費ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鴻池委員。

○委員（鴻池智子君） それでは、7目の開発センター費の備品購入費の器具購入費の内訳をお願いします。

○委員長（松下哲也君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

器具購入費につきましては、開発センターにある陶芸窯を更新するものであります。今ある陶芸窯につきましては、かなり劣化が進んでおり危険ということで、今年度更新するものであります。

以上です。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 1項2目、チャレンジショップ支援事業補助金、この内容を説明していただきたいのと、今年度に入って……

（「ちょっと聞こえない」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 深見委員、マイクにきちっと。

○委員（深見 迪君） 考えながらしゃべっていた。チャレンジショップ支援事業補助金の内容と、それから今年度に入って、そのほかにこのチャレンジショップ支援事業がどのくらいあったのか、なかったのか。

ついでにもう一つ、観光費の改修工事請負費1,650万円、外構整備工事請負費270万円出ていますが、これで終わりでしょうか。

以上、2つです。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず、GOGOチャレンジショップの関係でございますが、当初予算で220万円つけていただいておりますが、今年度、決まっている分が3件ということで、今回、3件分の補正予算を計上させていただいているところでございます。事業拡大が1件と、新規事業で2件の内容でございます。今、そのほかに相談を受けているのが3件ございます。

それから、工事請負費の関係ですが、8月の全員協議会でも資料を提示させていただいているところなのですが、一応5年度につきましては、昨日の内容がありますけれど

も、来年以降につきましては指定管理者選定分の備品購入費ですとか、サイン工事に係るもの、それからまだ試験運転をやってごさいませんので、それに係る経費ですとか、あと排水の水質検査、それからパンフレットの印刷代ですとか、ホームページのデザイン、コーディングというものの経費がございまして、これは今のところ概算の金額で5,157万円を予定しているところでございます。そのほかにも付随施設ですとかで来年度以降、7年度以降ということで計画はしているのですが、まだ内容までは詰めていなくて、金額までは算定していないという状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 学校林について150万円の内訳をお願いしたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 学校林活用事業補助金ということで、今回の部分でございますが、中茶安別小中学校の学校林のうち、60年を超えて伐期を迎えている、樹種でいくとカラマツ629本を伐採するということで、その売払い部分については歳入のほうで同額を見ております。その同額部分を、今後、学校林の活動の経費に充てるということで、補助金ということで、今回、同額の150万円を計上させていただいております。

○委員長（松下哲也君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） なるべく総括にならないようにお聞きいたしますけれども、町内においての学校林の事業というのは、中茶安別小中学校と、多分、標小があったかという気がするのですが、標小のことはよく分かりませんので、中茶安別のほうでお聞きいたしますけれども、今、629本とおっしゃいました。もうもちろん伐期にきていますけれども、かなり年次ごとに植栽をやっていきますけれども、あそこは総面積で約9ヘクタールぐらいあったと思うのですが、そのうち、この629本については皆伐ですね、ある意味。きちっとは生えていませんから、かなりの、60年以上たったやつは切る

と今おっしゃいましたので、それを全てこれから、面積9ヘクタール弱、強だったかな、あるのですけれども、それは全てやはり学校林としての貴い教育の場として、教育委員会としては保存させていくつもりですか。

○委員長（松下哲也君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

学校のほうとも相談をさせていただいております、今回、伐期を迎えて伐採する場所、その後の植栽、それから保育作業等々全て学校で賄えるかというか、そういう学校林活動として活動できるかというところも含めまして、実は全て今後の植栽を含めて学校だけではやはりちょっと難しいところもあるというところもありまして、このたび農林課のほうとも相談した中で、今後の植栽の部分で森林環境譲与税の部分も活用させていただきながら、跡地の植栽を含めて管理をしていこうということで、学校林としての面積としては、今後もこの面積を維持していく考えでございます。

（「総括になっちゃうからいい。分かりました」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） この明許費の中で、ごみ収集の運搬車の購入、これは2台分でございますか、何台分で、そしてまた、予算としては2,800万円と考えたはずなのですが、3,081万円となっていますが、ちょっとオーバーしていますので、その内容もついでにお聞きしたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

まず、2,800万円の内訳としましては、ごみ収集運搬車の購入ということで、4トン平ボディと塵芥収集車、いわゆるパッカー車ということで2台の購入予定で、当初2,800万円を計上させていただいております。今回の補正の部分、281万3,000円増額の3,081万3,000円ということなのですが、こちらにつきましては、新年度に入りまして車両のモデルチェンジ等がありまして、再度、内容を精査したところ予算の不足分が発生しましたので、その不足分の281万3,000円を増額して今回計上させていただいているというところでございます。

○委員長（松下哲也君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） この２台につきましては、もう納車になったのですか、それともこれからなるということでございますか。

○委員長（松下哲也君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 発注につきましては、この予算の可決をいただきました後に入札等を行いまして納車の予定となっておりますけれども、年度当初より繰越明許費ということで納期が最低でも13か月といったところで、当初から５年度中の納入は難しいということで、繰越明許費のほうに計上させていただいております。今回、内容精査をしまして、不足分を補正させていただきまして、今後、発注ということで、納車見込みにつきましては、繰越しですので令和６年度の見込みとなっております。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、第３条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、以上で議案第66号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第67号、介護保険事業特別会計補正予算、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

３款地域支援事業費から６款諸支出金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、以上で議案第67号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

以上で議題２案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 ２時 １ ２ 分

再開 午後 ２時 １ ３ 分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題２案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 何点かお聞きします。

まず第1点目は、標茶町観光協会が運営するJR標茶駅横の観光案内所は、休日の案内業務を行っておらず、観光客にとっての利便性を欠いているように思いますが、いかがでしょうか。観光振興に重きを置く町としては、トイレの整備同様にこの状況を看過すべきでないと思います。よって、観光協会に代わって町が休日の観光案内業務を行うべきと思いますが、いかがですか。

○委員長（松下哲也君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

観光案内所につきましては、昨年の10月から標茶町観光協会が設置しているところですが、昨年の10月から協力隊1名と、あとパート職員1名で平日のみ10時から15時まで開設していた状況でございます。

今回、新聞報道等ありましたけれども、新しく協力隊2名が新たに着任しておりますので、今後、3名体制で土曜日、日曜日、祝日も含めて開設できないかということで、今、話を進めているところでございます。時期につきましては、まだ着任したばかりで標茶のこともまだよく分かっていないというところもありますので、まずは勉強させていただいて、9月中には何とか3名体制で土日祝日含めて開設したいと考えているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（松下哲也君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ぜひ前向きに、迅速に検討をお願いいたします。

次に、移住促進に関する施策について伺います。

新聞報道によれば、塘路地区で展開している移住促進事業の一環として、長期滞在に対応するお試し暮らし用住宅を整備するということが報じられました。このたび、予算計上もされておりますので伺います。

まず、分譲地として、これまでは町有地を整備して分譲するということでしたが、今回、空き地となっている民地を町が買い上げて移住者向けに提供すると、売るということに関連予算も上がっておりますけれども、これは今後ずっとこうした方針でいくということなののでしょうか。町有地を整備して分譲するという事はないということなののでしょうか。この事業が展開されている塘路地区には、空き地にはなっていないですけれども古い民家が点在しておりまして、もし今後、町有地を整備してということでないとしたら、そうした空き地を町が造って売ということもあるのかどうか伺います。

それと、もう一点関連して、こうやって移住を促進していくわけですが、移住者と地域住民の生活環境として、この地域にはお店と学校がどうしても必要だと思いますが、その点、町としてはどのように考えていますか。

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、分譲地の関係だったのですけれども、今回の予算計上させていただいております民地を買い上げてというところなのですが、先ほど説明を若干させていただいておりますけれども、当初は町有地ということでインフラ整備をしながらというところを考えていたわけなのですけれども、なかなかそのインフラ整備にお金がかかるというようなことで、一方で民地の空きというのがあるということで、民地をまず調査しまして、今回4件分を計上している部分につきましては、インフラ整備をしなくてもすぐに人に分譲して入ってもらえるというようなところですので、即時性もあるというようなところで、まずは今回このように民地を買い上げてというふうに考えております。

ほかに町有地の部分、当初検討していたところ以外で町有地、塘路市街のほうで調査したのですけれども、なかなか整備にお金がかかることが多くて、平らな土地が少ないというようなところもございましたので、まだ今回4筆ということで予算のほうは出させていただいておりますけれども、もう何筆もすぐに整備をしなくてもできるような、分譲地として使えるような土地というのはございますので、当面は費用対効果とかも考えて、同じような手法でというふうに考えているところでございます。

古い民家、もうなかなかリフォームして使えるようなところではないところというのも幾つか存在していると思うのですけれども、地域の方との意見交換の中では、そういったところも景観を含めて整備していただければというような話も意見としてございます。そういった中で、費用対効果とかという部分もありますし、立地とかもございます。あとは所有権の問題とかもございますので、その辺が解決すれば、ある程度進むのかなというふうには思っております。現在、塘路市街地の中ですぐに着手できるようなところからやってきたというのが現状でございます。今後、そういった部分についても検討していかなくてはならないなというふうには考えているところでございます。

あと、お店だとか、学校の話はちょっとまた別な、私のほうでという話ではないのですけれども、まずお店の部分なのですが、やはり地域の会長を含めて意見交換をした中では、お店が、コンビニがとか、最低あるといいよねというようなお話は聞こえています。実は、コンビニの方とそういった可能性がないのかということで、若干担当のほうでお話を聞いた経過がございますけれども、やはり人口だったりとか商圈だとか、そういった具体的にここでだとかというようなことがあれば、店舗を置くのか、お店の商品を例えば一部、現在ある店舗に置くのか、棚を置くのかというようなことは、やっているコンビニもあるというようなことを聞いておりますので、もし可能であればそういったところもお話を進めていきたいなというふうに考えておりまして、現段階では具体的にどこだというようなところがないので、それから先の話はしていないような状況ではございますけれども、一応、現状としてはそのような経過となっております。

以上です。

○委員長（松下哲也君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 移住を進めている地域であって、学校の部分がないのはどうかというようなご質問もございましたので、学校をなくすとか、そういうことも全然なくてもいいですし、そういう状況ではございません。地域との懇談会、話し合いも今年になっても2回ほどさせていただいております。その中で、来年度以降の児童生徒数、それに伴って教職員の配置数の状況等々は説明をさせていただいて、なかなか現在の状況でいくと、人数等々から教育委員会としての教育環境、学習環境、そういう部分で考えると、結構厳しい状況がございますという地域への説明もさせていただいております。

ただ、当然そういう、もう一方で移住というお話もあって、地域の方については、これからもしかしたら子供たちも移住する可能性もあるのに、その中で学校がなくなってしまうのはという、当然、地域のお話の中から意見もいただいております。その中で、今回、2回ほど懇談会も開かせていただいておりますけれども、当然、地域との合意形成等々も含めて、どういう学校としてあるべきかというところを踏まえて懇談会をさせてもらって、この間、2回の結果として来年度以降も学校については存続というような地域の意向もございますので、そこについてはそういう方向で教育委員会としても考えてはおります。

○委員長（松下哲也君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 若干補足をさせていただきたいというふうに思います。

移住促進について、塘路地区を町内のモデル的な位置づけで進めさせてもらっております。釧路市に近い距離にある、あるいは背景に雄大な自然環境があって、それを求めて居住する方がいるのではないかと、そういったところを理由にモデル的に先行してやっていこうということで、今、策を立てているところであります。

ただ、ご指摘のように、買物をする場所がなかなかないとか、あるいは学校が、今、児童数が少なくなってきたというような課題がある中ではあるのですが、商店については、課長からあったように、コンビニエンスストア等々の誘致ということも最終的には頭に置きながら、この間、商工会が移動販売をしてくれているというところ、その辺でさらに強化できないかと、引き続き探っていきたいというふうに思いますし、学校のほうについても、今、課長のほうからあったように、限られた条件、制限があるのですが、その中でどのような方策が取れるかということを検討していきたい。いずれにしても、今、追っかけ整備しなければいけないいろいろな条件整備、それは買物をする場所、学校も含めて多々いろいろあると思うのですが、それらは並行して行っていきたい、本町にとっての移住政策を今はまず進めていきたいというところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（松下哲也君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 誤解のないように申し上げておきますが、私は、分譲地に関し

て、町有地を例えば更地にして分譲するということが決していいというふうには思っていない。ご存じのように、塘路の地域には空き家が随分と目立ちますし、今回、町で取得する空き地についても中心地に近いところにあるということで、課長からの説明のとおり、即応性が高いということで、そこから始まるということには何の異論もありません。ただ、お話の中に出てきたとおり、私も申し上げたとおり、市街地に通じる道路の沿線には空き家が随分と目立ちます。そういったところを次の段階で、町有地ではないですけれども、更地にして、そういった形で分譲地として整備していくような方向というのをぜひ考えていただきたいということでこういった質問になっています。

それから、商店、学校については、いろいろな課題があることは重々承知しておりますが、自信を持って移住者を呼び込むためにどうしても必要なものということで、今後慎重にこういったことへの対応、しかしスピード感を持って進めていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。公営住宅についてであります。

収入源が年金だけの高齢者が低家賃の公営住宅を終の住みかとするケースが増えてきているし、これからも増えていくだろうと予想されます。公営住宅の入居に際しては、特別な場合を除き連帯保証人が必要です。しかし、核家族化と高齢化によって、連帯責任を負える家族や友人がいない方がいるという現実と、これまで連帯保証人が既に死亡していても変更されていない例が散見されることなどを踏まえ、この制度を廃止してもよいのではないかと私は思います。

以前、連帯保証人の廃止を提案した際には、他の自治体の事例も参考にして検討していただけたという答弁をいただいております。もし、その後、検討された経過があれば、それについてもお答えをいただきたい。

また、同様の理由で、敷金の予納も廃止し、退去後の補修に関する実費を請求する仕組みにすれば、高齢者の住居確保が容易になり、他の自治体への転出等を減らすことにつながるとは思いますが、どのように考えますか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 連帯保証人制度についてのご質問ですので、私のほうからお答えいたします。

標茶町の制度ですけれども、町営住宅条例第10条の規定によりますと、保証人の連署する請書を入居時に提出することになっており、連帯保証人をつけることを約束してもらっているという形になっておりますけれども、国土交通省から「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」という考え方が示されておまして、近年、身寄りのない単身高齢者が増加し、公営住宅の入居に際し保証人を確保することが困難となることが懸念されるが、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていく

ことが必要であるというふうな提言がなされております。

その関係もございまして、先ほどの質問の中の近隣の市町村の状況ですけれども、北海道では、令和2年4月から条例改正を行い、連帯保証人の規定を廃止しております。それ以前に提出された連帯保証人については、緊急時における連絡先として記載された者とみなすとして取り扱うことになっております。また、近隣の市町村の状況ですが、釧路市と鶴居村については、令和2年から保証人の規定を廃止しておりますが、ほかの町については、今のところ連帯保証人をつけることとなっております。

標茶町の検討についても、釧路市と鶴居村については早い段階から連帯保証人をつけることを廃止しておりますけれども、ほかの町の部分も含めて連帯保証人をつけることを継続しております。連帯保証人をつける理由といたしましては、今のところ、未納家賃の納付を促すために協力していただいたり、過去には連帯保証人から納入していただいた事例もあり、安否確認や亡くなった場合の遺産整理などの協力をお願いするなどの事例もございまして、今後も他の自治体の動向を見ながら、丁寧な形で進めていきたいと思っております。また、連帯保証人については、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯については、緊急時の連絡先を添付し、連帯保証人免除を申請することにより免除されるという規定も町の中でございまして、その中では、現在、その理由になるものだけではございませんが、4名の方がその申請を行っている状況でございます。

また、敷金の関係ですけれども、敷金の関係につきましては、本町においては3か月分の家賃相当額を納めてもらっております。近隣の市町村においても1か月から3か月の敷金を徴収している状況で、敷金を廃止しているという町は今のところございませんでした。北海道においても2か月分の徴収をしているということでございます。敷金については、退去するときに還付することになっており、滞納や損害賠償、これは入居者の理由により退去するときに補修が必要となった場合の補修費用に関しては、その敷金の中から控除した金額を還付することとなっておりますので、そういう意味におきますと、そのまま逃げられてしまうみたいなことが起きないようにするためには、やっぱり敷金が必要ではないかと考えている次第でございます。

○委員長（松下哲也君） 類瀬委員、ただいまの件につきましては、8款の中の4項に属する部分でございますので、4項は載っておりませんので、この件についての質問はちょっとできないということで、ご理解いただきたいと思います。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それでは、最後の質問です。

1996年9月、町が主体となって立ち上げ、2002年4月、町民から成るNPO法人が運営してきたインターネット接続事業、これについて伺います。

2020年にNPO法人との契約を解消し、民間プロバイダーが事業を継承し、今日に至っていると思いますが、現在、そのインターネット接続事業、契約件数その他、どのよ

うな実態となっているか、把握していればお知らせください。

(何事か言う声あり)

○委員長（松下哲也君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時43分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き会議を行います。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 私、ただいま質問申し上げたインターネット接続事業に関しては、今回の予算の中に款項ともに載っていないということでありまして、それから、まちづくりの事業ということでそちらに該当しないかということでしたが、それも該当していないということもありましたので、今後、機会を改めてまた質問をさせていただくようにしたいと思います。

以上で私の質問は終了いたします。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（松下哲也君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（松下哲也君） 討論はないものと認めます。

これより議案第66号から議案第67号まで議題2案一括して採決いたします。

議題2案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（松下哲也君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号、議案第67号、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（松下哲也君） 以上で議案第66号・議案第67号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第66号・議案第67号審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2時44分)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 松 下 哲 也